

福岡市建築物耐震診断費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱（旧称：「福岡市共同住宅耐震診断費補助事業」）は、建築物の所有者が当該建築物の耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を補助することにより、その実施の促進をもって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 詳細診断

次号の耐震診断の基準により、建築物の地震に対する安全性を評価すること並びに構造設計の別計算による安全性の検証を行うことをいう。

イ 簡易診断

詳細診断の前に、必要に応じ、建築物の地震に対する安全性を簡易的に評価すること及びそれを実施するための予備的な調査を行うことをいう。

ただし、一戸建て住宅及び一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法の基準に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価したものを除き、その診断内容が耐震判定委員会または構造一級建築士により妥当なものと判定されたものであること。

(2) 耐震診断の基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「方針」という。）別添第1に規定する基準とする。

(3) 施行者

当該建築物の所有者（一戸建て住宅にあつては2親等以内の親族を含む。区分所有の共同住宅等にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは同法第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。）又は管理者で、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所と契約し耐震診断を行うものをいう。

(地域要件)

第3条 当該事業は、市域内において行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、第2条第3号に規定する施行者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とし、公募により募集する。

(1) 当該住宅について、この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を過去に受けたことがないこと。

(2) 簡易診断については、「福岡市共同住宅耐震予備診断事業」（平成18年8月1日開始、平成23年3月31日終了）を過去に利用したことがないこと。

(3) 当該建築物について、「福岡市特定建築物耐震診断費補助事業」（平成18年5月15日開始、令和8年3月31日終了）を過去に利用したことがないこと。

(4) 当該建築物について、「福岡市要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業」（平成26年4月1日開始、平成28年3月31日終了）を過去に利用したことがないこと。

(5) 本市の市税を滞納していないこと。

(暴力団の排除)

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちの前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し当該申請者又は当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象)

第6条 補助金の交付の対象となる建築物は、別表第1、補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象建築物の欄に掲げる要件を満たす建築物とする。

2 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断（以下「補助事業」という。）に要する費用（一戸建て住宅以外の住宅及び建築物においては、設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する費用を含む）とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付の額は、別表1、補助事業の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表補助金の交付額の欄に定める額とする。

(補助事業の内容の協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助事業の実施に関する契約を締結する前に、補助事業について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に規定する関係書類を添えて市長に補助金の交付の申請をしなければならない。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）

(2) 補助対象建築物の所有がわかるもの（建物の全部事項証明書等）

(3) 所有者が法人にあっては、法人登記の全部事項証明書

(4) 一戸建て住宅の場合、申請者が所有者以外のときは、2親等以内であることが確認できる書類及び所有者全員から工事を行うこと等の承諾を得ていることが確認できるもの

(5) 耐震診断に要する額を確認できる見積書等

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 施行者は、前項に定める補助金交付申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入

れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

- 第10条 市長は、施行者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。
- 2 補助金の交付は、詳細診断及び簡易診断それぞれ1回限りとする。
 - 3 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定しなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定により交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、施行者に通知しなければならない。
 - 5 市長は、第3項の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。
 - 6 施行者は、補助金の交付決定の通知を受けたのち、補助事業に着手しなければならない。

（着手の届出）

- 第11条 申請者は、補助事業に着手したときは、着手届（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施に関する契約の締結から7日を経過した日であり、補助事業が完了する前の日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金交付申請の取下げ）

- 第12条 施行者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止又は廃止する場合においては、速やかに補助金交付申請取下届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、当該補助金の交付の決定を取り消し、補助金交付取下確認通知書（様式第6号）により、施行者に通知しなければならない。

（補助事業の内容の変更）

- 第13条 施行者は、第10条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第7号）により市長に申請しなければならない。
- 2 第10条及び第12条の規定は、前項の場合に準用する。

（補助事業の遂行）

- 第14条 施行者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

（実績報告）

第15条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第8号）及び実施した診断内容が耐震判定委員会または構造一級建築士により妥当なものと判定されたことが確認できる書類等の関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、前項に定める完了実績報告書を提出するにあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第9条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした施行者は、第1項に定める完了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第10号）により当該施行者に通知しなければならない。

（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた施行者は、福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）による請求書を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（事務の代行）

第19条 施行者は、第9条、第11条、第13条及び第15条に規定する申請等の手続きを、第三者に代行させることができる。この場合において、予定耐震診断者に代行を依頼する場合は、その旨を補助金交付申請書に示すこと。予定耐震診断者以外に代行を依頼する場合は、別に定める申請等事務代行届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第20条 市長は、施行者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前条の規定は、第16条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により施行者に対し通知しなければならない。

（補助金の返還）

第21条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第13号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第22条 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、住宅都市みどり局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続について

は、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(期間)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条、第7条関係)

補助事業の種別	補助対象建築物	補助金の交付額
一戸建て住宅	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した一戸建ての住宅で、原則として当該建物について建築確認を得た当時の建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に適合しているもの。	<p>補助事業に要する費用の相当額に3分の2を乗じて得た額とし、次に定める額を限度とする。100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 診断を簡易に行う場合(※1)においては、47,200円/戸 (2) 診断を詳細に行う場合(※2)においては、204,000円/戸</p>
新耐震共同住宅	<p>次のア、イ、ウを全て満たす新耐震基準共同住宅(分譲に限る。)。ただし、簡易診断については、補助金の交付の対象外とする。</p> <p>ア 昭和56年6月1日以降平成19年6月19日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した、階数が3以上、延べ面積が500平方メートル以上のもの</p> <p>イ 構造計算の再計算の結果、構造耐力が充足していないことが判明したもの</p> <p>ウ 当該建物の売主及び建築主が、倒産等の理由により法令上又は契約上の責任を果たすことができないものとして市長が認めるもの</p>	<p>補助事業に要する費用の相当額(次に定める額を限度とする。)に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、簡易診断の場合は、35万円を限度とする。1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。</p> <p>(1) 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡以内 (2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡以内 (3) 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡以内</p>
その他建築物	昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築又は工事に着手した、「一戸建て住宅」に該当しない建築物で、原則として当該建物について建築確認を得た当時の建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令の規定に適合しているもの。	設計図書の復元、第3者機関の判定などの通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、限度額に2,350,000円を限度として加算する。

※1) 床下や天井裏の目視確認や設計図との突合などにより、住宅の耐震改修の要否を診断するものこという。

※2) 壁の強さ、接合部の状況や劣化状況等を詳細に調査・検査し、どのような耐震改修を行うか等を診断するもの。